

北海道総合教育大綱の改定について

R元. 10. 23

総合政策部政策局総合教育推進室

1 総合教育大綱の位置付け

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本道の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（理念）や施策の根本となる方針を定めるもので、総合教育会議の場で知事と教育委員会が協議を行い、知事が策定する。

2 大綱改定の理由

現大綱の策定（平成29年10月）後における本道教育を取り巻く環境変化や新たなニーズにスピード感をもって的確に対応し、全道一丸となって北海道の人づくりを進めていくため、北海道総合教育大綱を改定する。

3 関連する主な計画

- ・北海道総合計画
- ・教育振興基本計画（国）、北海道教育推進計画（道教委）
- ・北海道創生総合戦略（今年度第2期戦略を策定中）
- ・北の大地☆子ども未来づくり北海道計画（今年度第4期計画を策定中） など

4 現大綱策定後の環境変化・新たな行政ニーズ等（主なもの）

国・全国	北海道
<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の実施 ・幼児教育・高等教育の無償化 ・教員の働き方改革、教員不足 ・いじめ、不登校、虐待、ひきこもり等 ・就職氷河期世代への支援 ・高大接続改革 ・Society5.0、多文化共生社会 ・SDGs ・アイヌ新法の制定 ・東京オリ・パラの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育振興基本方針の策定 ・幼児教育推進センターの設置 ・ICTを活用した遠隔教育の実施 ・ウポポイの開設や縄文世界遺産登録に向けた動き ・日本遺産の認定 ・地域リーダーの育成 ・冬季オリ・パラの招致 ・防災教育（胆振東部地震、世界津波の日高校生サミット） ・地域創生と教育（総合教育会議）

5 構成

はじめに（知事メッセージ）、大綱の位置づけ、基本理念、基本方針 など

6 対象期間

令和2年度～